

建てる『浄土宗大年表』。この頃は、まだ祐天の名は行き渡ってはならず、一介の隠遁僧として関西方面では見られていたのであろう。

## 第二項 隠遁中の生活と事績

隠遁生活は、元禄十二年（祐天六十三歳）まで十四年間に及んだ。祐天の名を世間に知らしめたこの隠遁生活を次に追ってみた。

牛島に戻ってからの祐天の生活を伝記から拾うと次のようである。

道俗嚮暮<sup>シテ</sup>遠近懐<sup>レ</sup>徳<sup>ニ</sup>而來<sup>ル</sup>蚤夜綿綿<sup>トシテ</sup>不<sup>レ</sup>絶<sup>ヘ</sup>聖居自為<sup>ラ</sup>京都也<sup>ヲ</sup>矣師道力確固<sup>トシテ</sup>志氣不<sup>レ</sup>撓<sup>マ</sup>昼夜勤修拔<sup>キ</sup>茅連茹<sup>タリ</sup>且<sup>ニ</sup>浄業之暇書<sup>マ</sup>彌陀聖號<sup>ヲ</sup>日<sup>ヒニ</sup>千余鋪貴賤奉<sup>ホ</sup>持服<sup>シテ</sup>三膺<sup>ヲ</sup>之<sup>一</sup>  
獲<sup>ル</sup>利益<sup>ヲ</sup>者不<sup>レ</sup>可<sup>テ</sup>勝<sup>ス</sup>紀<sup>一</sup>

〔略記〕

浄業孜孜<sup>トシテ</sup>不<sup>レ</sup>倦日写<sup>ニ</sup>弥陀宝号<sup>ヲ</sup>凡<sup>ニ</sup>至<sup>ス</sup>数<sup>ニ</sup>百鋪<sup>ニ</sup>遠近<sup>ノ</sup>白<sup>ク</sup>白嚮<sup>テ</sup>風輻湊<sup>スル</sup>者猶<sup>ノ</sup>賈<sup>ス</sup>客<sup>ノ</sup>扉<sup>レ</sup>  
市也<sup>ニ</sup>

〔実録清書〕完

祐天は浄業の合間にひたすら名号を書写し、その数は一日に数百から千に達したと言う。

そして門前市をなすほどに人々がその名号を求めて集まったと記されている。そこまで祐天の名を高め人々を名号に向けさせたものは何であったのか、明らかにする必要があろう。

その考察の助けとなるものに、『利益記』がある。この『利益記』の中に記された利益の半数ほどがこの隠遁生活中のものである。そこで、年代順に場所と内容を追ってみたい。

元禄元年（長州下関）

焼け残り名号

元禄元年（江戸？）

襟掛けの名号

元禄の初（知恩院にて）

女人往生

元禄の初（江戸？）

妊婦往生後の出産

元禄の初（江戸）

狼牙を落とす

元禄二年（房州）

水難救助

元禄三年（牛島の菴）

焼けずの名号

元禄三年（葛西市の井）

焼けずの名号

牛島時代（江戸）

老母往生

元禄三年（本所石原）

難産に念仏し無事

元禄三年（武州戸田川）

水難救助

元禄三年（江戸？）

難産に念仏し無事

元禄四年（江戸）

難産に名号飲ませ無事

元禄四年（江戸）

刀難身代わり名号

元禄五年（?）

祐天の霊夢病氣平癒後往生

元禄五年（紀州熊野）

水難救助

元禄五年（武州越谷）

猫から救わる

牛島時代（浅草駒形）

亡妻得脱

元禄六年二月（本所石原）

姉妹の霊得脱

元禄六年（信州）

死霊得脱

元禄六年九月（江戸六番町）

怨霊得脱

元禄八年（本所二ツ目）

刀難身代わり名号

元禄九年（岩城浦）

台風に遭い無事

このように、その真偽は別にして庶民との接点を六字の名号という形で保った祐天の教化の効果というものは計り知れないものがある。内容的には、臨終行儀の実践、名号による自然災害からの護持、当時死霊の乗り移りとされた人々の精神的救済などが中心となっており、当時の庶民の精神的支柱として祐天が存在していたことが知られるのである。

一つ、今でも墨田区亀戸北十間川の境橋のたもとに祐天堂として伝えられている小さな堂

がある。残念ながら戦災に遭い、百萬遍の数珠や縁起書などは灰燼に帰してしまったため詳細はわからないが、祐天の元禄年間の事績として伝えられている。たまたま戦前の写真が祐天寺に残されており、そこに掲げられていた札書きを引用しておきたい。

### 祐天堂名号石と由来

元禄年間祐天上人千葉方面に往来の途次偶々河中に情死者いるを見て痛く憐み懇に回向せられ戒名を与え自ら筆を執りて名号を記させ給ふ徳高き上人の慈恩に酬いんと誓いしか爾来此附近の川辺に戯れ遊ぶ児童等が水に溺れたる例なしと言い伝へ水難除、安産、児童の守護祠として里人の崇め奉る所となれり。その名号石は今も尚堂内に祀り居れるなり。斯由緒深き堂宇なれば猥りに動かす時は忽ち災ありとて夫も靈妙威徳に感ぜざる者なし。然れば年々歳々七月廿四日を縁の日と定め上人の遺徳を仰ぎ精霊の供養を懈怠なく営み以て報賽の誠を致す所なり

昭和十七年秋彼岸中日

境町睦境進会